



賃貸住宅のオーナー・管理会社等の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた 制度改正が行われます!!

皆様のご協力をお願いいたします。

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと

1

LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4

正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15号の5、6

消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、
LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の**禁止**



1

LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等とガス契約を自己と締結させることを目的として、賃貸住宅のオーナー様等に対し、正常な商習慣を超えた利益を供与してはならない。



2

LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等との間で、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件を付した貸与契約等を締結してはならない。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場合は違法となる恐れがあります。また、賃貸住宅の入居者にとって不利益が生じる可能性が高く、皆様にとっても不利益になりかねませんので十分ご注意ください。

このような事に直面したら、[経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム](#)へ。



液石法第100条第1号の2

※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。
(30万円以下の罰金)



エアコン



Wi-Fi



インターフォン

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと

2

LPガス料金表等の提示の徹底!!

液石法施行規則第16条第15号の2

賃貸住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択できず特定のLPガス販売事業者と契約を締結しなければならなかったために、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。

そうしたトラブルを防ぐために、賃貸借契約締結前に、入居者への**LPガス料金表等の提示**をお願いします。

LPガス販売事業者からLPガス料金表等の提示がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へ問い合わせてください。



一般社団法人 全国LPガス協会

2025年
4月2日
施行

気をつけていただきたいこと

3

LPガス料金は三部料金制です!!

LPガスの三部料金制

||

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に
用いられるものの利用に応じて発生する費用

※賃貸住宅の場合は、「該当なし」と記載。

LPガス器具等はオーナー様にご負担いただき、入居者には
請求できないことになりました。



施行日以降にLPガス販売契約をした入居者に対し、LPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。消費設備料金は「該当なし」と記載。

LPガス販売事業者と契約する際の注意点

皆様がLPガス販売事業者と契約を結ばれる場合は、
設備費用については皆様にご負担いただくなど、法令に基づく適切なご契約をお願いします。

CHECK!!



設備所有のこと



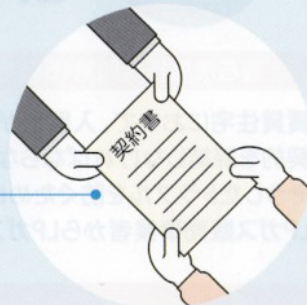
料金のこと



保安責任のこと



費用負担方法



重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。